

最先端学術情報基盤の構築を推進する事業の委託に関する実施要領

1 目的

この実施要領は、「国立情報学研究所最先端学術情報基盤の構築を推進する事業の委託に関する要項」（以下、「要項」という。）に基づき、事業の委託を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 委託内容

国立情報学研究所（以下「研究所」という。）が、要項第2条第1項に基づき、最先端学術情報基盤（サイバー・サイエンス・インフラストラクチャ）の構築推進に寄与する研究開発又はサービス構築について委託を行う。なお、委託の題目は、本要領第5項第三号に掲げる委託契約書に記載のとおりとする。

3 委託先

- 一 委託先は、要項第3条に定める機関（以下「教育研究機関」という。）から、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）が指定する。
- 二 委託先の決定にあたり、研究所は教育研究機関に対して公募を実施し、応募内容を審査の上、委託先を選定することがある。

4 実施期間

実施期間は、契約を締結した日から開始し、本要領第5項第三号に掲げる委託契約書に記載された日までとする。

5 委託手続き

- 一 委託を受けようとする教育研究機関は、本研究所に「業務計画書」（別紙様式1）を提出するものとする。
- 二 研究所は、委託を受けようとする教育研究機関から提出された「業務計画書」の内容を審査の上、委託契約を締結するものとする。また、委託を受けようとする教育研究機関の求めに応じて、研究所は「委託事業申込書」を提出することができる。
- 三 業務計画書の内容に基づき、委託契約の詳細について、情報・システム研究機構と委託を受けた教育研究機関（以下、「受託機関」という。）の間で委託契約書を交わすものとする。

6 委託費の支払い

受託機関への委託費の支払いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 委託契約書が交わされた後、受託機関は速やかに研究所に委託費の前払いを請求するものとする。
- 二 研究所は、受託機関からの請求に基づき、委託費を前払いするものとする。
- 三 受託機関は、前号によって支払いを受けた額が第11項の確定額を越えるときは、超えた額を研究所に返還するものとする。また、委託が中止された場合は、全額を研究所に返還するものとする。

7 委託費の取り扱い

委託費については、次の各号に掲げるとおりに扱うものとする。

- 一 受託機関は、「業務計画書」に記載した各費目毎の額に基づいて、実施期間内に委託費を使用するものとする。また、委託費は受託機関の会計諸規程等に従って適正に使用するとともに、会計書類等を適正に保管しなければならない。
- 二 委託費は、「業務計画書」に記載された事項にのみ充てることとし、他の用途への使用及び要項に反する使用はできない。また、「業務計画書」に記載された事項であっても、当該年度の実施期間内に使用されるものに限る。
- 三 「業務計画書」に記載された内容のうち、業務責任者及び事務責任者以外に変更がある場合は、「業務計画変更承認申請書」（別紙様式2）により申請を行い、研究所の承認を得ることとする。なお、業務責任者及び事務責任者の変更については、「変更届」（別紙様式3）を研究所に提出するものとする。
- 四 前号の規定にかかわらず、受託機関は、委託費の使用内訳について各費目の額を、委託費の総額の30%を限度として変更することができる。ただし、限度を超えて各費目の額を変更しようとする場合は、事前に研究所と協議を行った後、前項の規定により承認を得ることが必要である。

8 間接経費の扱い

- 一 本委託事業において、研究所は、委託費（直接経費）以外の経費（間接経費）の支払いは行わないものとする。また、受託機関からの求めに応じて、研究所は、間接経費の免除に関する文書を提出することができる。
- 二 受託機関の定める会計諸規程等により、受託機関が間接経費を計上する必要がある場合、研究所と協議することができる。

9 中間報告

研究所は、受託機関に対して委託事業の進捗状況及び経費の支出状況について、「委託業務中間報告書」（別紙様式4）の提出を求めることができる。

1 0 委託業務完了の報告

委託業務が完了した際には、次の各号に掲げる報告を行うものとする。

- 一 受託機関は、委託業務終了後、研究所に「委託業務完了報告書」（別紙様式5）を、本要領第5項第三号に掲げる委託契約書に記載された日までに提出しなければならない。
- 二 受託機関は、研究所の求めにより、翌年度に開催される委託業務報告会等において委託業務の結果等を報告するものとする。なお、これにかかる経費は、受託機関の自己負担とする。

1 1 額の確定

委託費の額の確定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研究所は、「委託業務完了報告書」及び会計書類等が業務計画書に適合し、かつ会計諸規程に従って適正に執行されていることの調査を実施するものとする。
- 二 研究所は、必要に応じて受託機関に保管された書類及び購入された物品等の現地調査を実施することができる。
- 三 調査結果に基づいて、研究所は委託費の確定を行い、受託機関に額の確定を通知するものとする。

1 2 知的財産の取扱い

委託により生じた知的財産の取扱いについては、本要領第5項第三号に掲げる委託契約書のとおりとする。

1 3. 委託の取消

研究所は、委託機関からの委託中止の届け出があった場合、または受託機関の実施内容が著しく「業務計画書」の内容と異なると認めた場合、委託を中止することができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。